

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 薬学部薬学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成29年度から令和3年度までの間、次のとおりとする。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
薬 学 科	1,444	1,448	1,452	1,456	1,460

- 4 法学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法 律 学 科	1,883	1,966	2,049
公 共 政 策 学 科	850	900	950

- 5 文理学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
哲 学 学 科	328	336	344
史 学 学 科	523	526	529
国 文 学 科	523	526	529
英 文 学 科	523	526	529
教 育 学 科	420	440	460
地 球 科 学 科	290	300	310
情 報 科 学 科	290	300	310
物 理 学 科	250	260	270

- 6 経済学部経済学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経 済 学 科	3,166	3,332	3,498

- 7 商学部商業学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
商業学科	2,466	2,532	2,598

- 8 生産工学部各学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
機械工学科	738	756	774
電気電子工学科	656	672	688
土木工学科	738	756	774
建築工学科	738	756	774
応用分子化学科	656	672	688
マネジメント工学科	656	672	688
数理情報工学科	574	588	602
環境安全工学科	492	504	516
創生デザイン学科	492	504	516

- 9 法学部第二部法律学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法律学科	1,100	1,000	900

- 10 大学院理工学研究科まちづくり工学専攻（博士後期課程）の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和元年度から令和2年度までの間、次のとおりとする。

	令和元年度	令和2年度
まちづくり工学専攻 （博士後期課程）	3	6

- 11 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 12 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授

業科目を履修することができるものとする。

- 13 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

